

第5章 知事の職務とこれまでの考え方

今後の知事公邸の方向性を検討するにあたり、知事の職務内容やこれまでの考え方を整理した。
(※第3回 研究会資料)

1 職務の内容

重要政策の判断など、道政に関する職員との打合せ、予算や条例等に関する道議会本会議・委員会への出席はもとより、国への要請活動や各種行事・会議等への出席、国内外の要人への応接、記者会見・取材対応といった広報活動や、大規模災害や重大な事件・事故等が発生した場合は、迅速に対応する必要があるなど、365日、24時間、昼夜を問わず多岐にわたる公務を行っている。

(単位：件)

区 分	件 数			
	令和元年度 ※1		令和2年度(10月末まで) ※2	
		うち休日・時間外		うち休日・時間外
①国への要請活動等	107	6	28	0
②行事、会議、式典等出席	298	99	108	21
③首長、民間企業・団体との面談等	404	13	144	0
④広報活動(記者会見等)	65	6	29	8
⑤諸外国の要人等対応	16	5	6	0
⑥災害・新型コロナ対策本部出席	16	11	21	4
⑦議会(本会議・委員会)出席	36	0	17	0
⑧地域訪問	41	9	10	0
⑨庁議	9	0	0	0
⑩海外出張	3	2	0	0

※1 平日：224日 土日祝日(年末年始を含む)：120日

(知事就任(令和元年4月23日)から令和2年3月まで、土日等の休日120日のうち、約半数の57日は公務を行っている。)

※2 平日：144日 土日祝日：70日

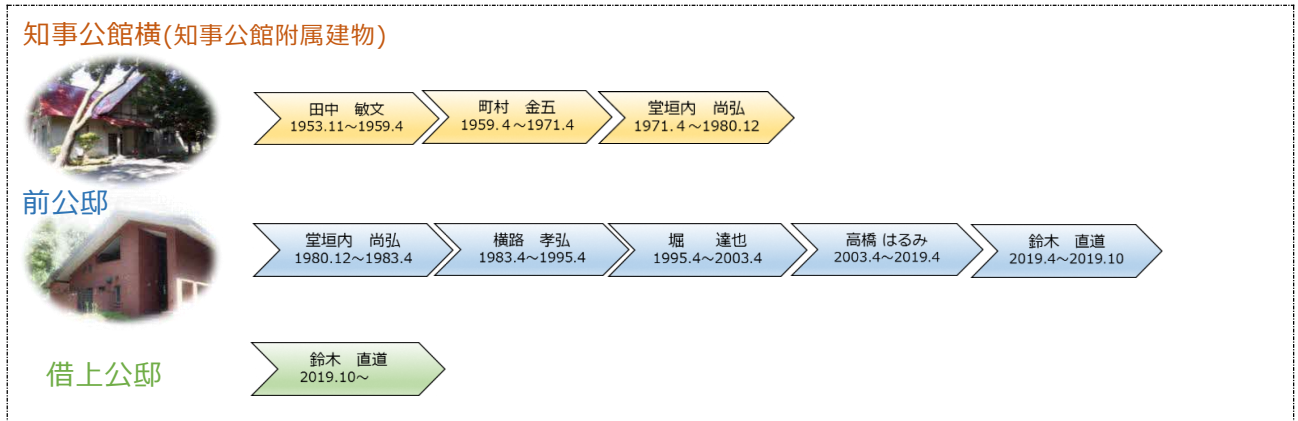
2 執務の場所(直近の使用状況)

知事は、道庁本庁舎のみならず、知事公館等でも執務を行うことがある。

本庁舎	知事公館	知事公邸(公用部分)
知事室 ・道政全般に関する打合せ ・重要事項に関する連絡調整、職員への指示 知事応接室・特別応接室・知事会議室 ・首長、民間企業、団体トップ等との面談 ・表敬訪問への対応 ・取材対応 ・道政全般に関する打合せ ・会議、表彰式 記者会見室 ・記者会見 テレビ会議室 ・道政全般に関する打合せ ・会議 危機管理センター ・災害時の指揮	応接室・大会議室・社交室 ・国・市町村等との意見交換 ・民間との意見交換 ・来賓、表敬、挨拶 ・式典 ・懇談会 ・インタビュー取材 ・感謝状贈呈 ・記者会見	応接室 和室 最近執務での使用なし ※現在の借上公邸には公用部分なし

3 公邸の役割

(1) 知事公邸の利用状況



(2) 知事公邸の機能・役割(これまでの考え方)

- 知事の職務は、その性格上、365日、24時間、昼夜を問わず対応する必要があり、その職務を円滑に遂行するため、行政上、必要な機能として知事公邸を整備
- 災害等の緊急時においては、迅速に対応することが求められるため、速やかに登庁する必要があることから、本庁舎に近い場所に整備
- 知事公館においても、各種会議や国内外の来賓への対応等を行っていることから、知事公館に近い場所に整備することにより、職務を円滑に遂行することが可能
- 居住施設の確保にあたっては、安全性(セキュリティー設備)や、機能性(情報通信設備など)を確立する必要があり、こうした機能を有した公邸を整備
- 建設当時(昭和50年代)の生活様式を踏まえつつ、様々な入居形態(家族構成など)に対応できる間取りにするなど、汎用性のある建物
- 知事の交代時において、新知事が札幌市内に自宅を所有しているとは限らないことや、自宅を所有している場合であっても、必ずしも必要な機能等を有しているとは言えないことから、そうした場合においても、安定的かつ速やかに居住施設を確保することが可能

(3) 副知事公邸、道警本部長宿舎、その他の宿舎の入居状況

年度	副知事	特別職(監査委員等)	秘書課長	知事秘書	防災担当	道警本部長
H18	入居	未入居	未入居	入居	入居	入居
H19						
H20						
H21						
H22	未入居	入居	入居	入居	未入居	入居
H23						
H24						
H25						
H26						
H27						
H28	未入居	未入居	未入居	未入居	未入居	
H29						
H30						
R1						
R2						
備考	・他県の状況 14県保有		・知事公邸や本庁舎 に近い場所に自宅 がある場合は、未 入居		・本庁舎に近い場所 に自宅がある場合 は未入居	・他県の状況 47都道府県保有 (うち4道県借上)